

昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を定める件

(平成20年12月10日国土交通省告示第1454号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の七第一号の規定に基づき、昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百二十九条の七第一号に規定する昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイからニまでに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出入口(非常口を含む。次号から第五号まで及び第十号において同じ。)

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

ニ 保守点検に必要な開口部(かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものに限る。)であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの

(1) 出入口の床面から開口部の下端までの高さが一・八メートル以上であるもの

(2) 自動的に閉鎖する戸(当該戸を自動的に施錠する機能を有する施錠装置を設けたものに限る。)を設けるもの

二 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

三 昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の全部又は一部(構造上軽微な部分を除く。)に使用するガラスは、合わせガラス(日本工業規格R三二〇五に適合するものに限る。)又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、昇降路の出入口の戸(床面からの高さが一・一メートルを超える部分に限る。)に使用するガラスにあっては、厚さ六ミリメートル以上で幅二十センチメートル以下の網入ガラス(日本工業規格R三二〇四に適合する網入板ガラスに限る。)又はこれと同等以上の遮炎性能を有するものとする事ができる。

四 昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

五 昇降路の出入口の戸は、空隙のないものであること。

六 昇降路の出入口の戸は、引き戸とすること。ただし、乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターにあっては、上げ戸、下げ戸又は上下戸とすることができる。

七 引き戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

- イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- ロ 昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの
- 八 上げ戸、下げ戸又は上下戸である昇降路の出入口の戸は、閉じたときに、次のイからニまでに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。
 - イ 昇降路の出入口の戸と出入口枠のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出入口の戸と敷居のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ハ 上下戸にあっては、昇降路の出入口の戸の突合せ部分のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
 - ニ 二枚以上の戸が重なり合って開閉する構造の昇降路の出入口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、九・五ミリメートル以下のもの
- 九 昇降路の非常口の戸は、開き戸又は引き戸とすること。ただし、開き戸にあっては、昇降路内に向かって開くことができない構造とすること。
- 十 昇降路の出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。
- 十一 自動的に閉鎖する構造の引き戸である昇降路の出入口の戸は、百五十ニュートン以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の三分の一が閉じられるまでの間は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第三号及び第六号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。

(平二一国交告二五一・一部改正)

附 則 (平成二一年三月一〇日国土交通省告示第二五一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月七日国土交通省告示第六八一号)

この告示は、公布の日から施行する。